

【医科歯科共通】

「医療 DX 推進体制整備加算」「在宅医療 DX 情報活用加算」

4 月以降の算定にあたり、届出直しが必要な場合があります

2025 年 3 月 兵庫県保険医協会

4 月からの「医療 DX 推進体制整備加算」（以下、DX 加算）及び「在宅医療 DX 情報活用加算」（以下、在宅 DX 加算）の施設基準、算定要件等の見直しに伴い、すでに届出を行っている医療機関でも、算定区分により届出直しが必要な場合があります。

電子処方箋の発行体制を整備し加算 **1~3** を算定する場合には、新たな様式により、**4 月 1 日付**で受理されるよう近畿厚生局に届出を行うことが必要です。ご注意ください。

<医療DX推進体制整備加算>

電子処方箋 有	DX加算1 (45%以上) 医科12点・歯科11点	➡ 届出直し 必要
	DX加算2 (30%以上) 医科11点・歯科10点	
	DX加算3 (15%以上 ※) 医科10点・歯科8点	
電子処方箋 無	DX加算4 (45%以上) 医科10点・歯科9点	➡ 届出直し 不要
	DX加算5 (30%以上) 医科9点・歯科8点	
	DX加算6 (15%以上 ※) 医科8点・歯科6点	

<在宅医療DX情報活用加算>

電子処方箋 有	在宅DX加算1 (医科11点・歯科9点)	➡ 届出直し 必要
電子処方箋 無	在宅DX加算2 (医科9点・歯科8点)	➡ 届出直し 不要

- ①電子処方箋の発行体制があり、**DX 加算 1~3** を算定する場合には、新たな届出様式による届出直しが必要です
- ②電子処方箋の発行体制がなく、**DX 加算 4~6** を算定する場合には、届出直しは**不要**です。
※小児科外来診療料を算定しており、4 月以降にマイナ保険証利用率「12%以上」で **DX 加算 3** 又は **DX 加算 6** を算定する場合には、電子処方箋の対応状況に関わらず新たな様式による届出直しが必要です
- ③在宅 DX 加算も DX 加算同様、電子処方箋の発行体制があり、在宅 **DX 加算 1** を算定する場合には届出直しが必要です。

新たな届出様式はこちらからダウンロードいただけます

<DX 加算>



<https://x.gd/E4kvo>

<在宅DX 加算>



<https://x.gd/V7Ako>